

## 政令番号1 亜鉛の水溶性化合物

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成20年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ 場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県		2.0E+3						1,970.0
3	岩手県		7.9E+2						788.0
4	宮城県		2.0E+2						197.0
5	秋田県		1.2E+3						1,182.0
6	山形県		1.8E+3						1,773.0
7	福島県		3.9E+4						39,400.0
8	茨城県		3.0E+2						295.5
9	栃木県		9.9E+2						985.0
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県		1.1E+4						11,327.5
17	石川県		1.2E+3						1,182.0
18	福井県		1.1E+3						1,083.5
19	山梨県		9.9E+1						98.5
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県		5.9E+2						591.0
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府		9.9E+1						98.5
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県		5.1E+3						5,122.0
31	鳥取県		2.0E+2						197.0
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県		2.0E+2						197.0
35	山口県		3.9E+2						394.0
36	徳島県		4.9E+2						492.5
37	香川県		9.9E+1						98.5
38	愛媛県		2.0E+2						197.0
39	高知県								
40	福岡県		4.9E+2						492.5
41	佐賀県		2.0E+2						197.0
42	長崎県								
43	熊本県		3.4E+3						3,447.5
44	大分県		7.9E+2						788.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県		2.1E+3						2,068.5
47	沖縄県		2.0E+2						197.0
	全国		7.5E+4						74,860.0